

九大医人一第1号

令和6年4月5日

各関係機関の長 殿

九州大学大学院医学研究院長

赤 司 浩 一

医学研究院保健学部門看護学分野（臨床看護学領域 成人看護学）
講師または助教（有期教員）候補者の募集について（依頼）

謹啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび本研究院では、下記のとおり講師または助教（有期教員）の公募を行うことになりました。今回の公募では、臨床看護学領域 成人看護学を担当し、本部門の理念に即して教育研究を推進し、大学の運営とともに看護の実践現場との連携に関わることができる人材、国際的視野を持った人材を求めています。

つきましては、ご多忙のところ恐縮に存じますが、貴学（部）及び関係機関への周知をお願いいたしますとともに適任者のご推薦を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、選考の過程で面接をお願いする場合もあることを申し添えます。

記

1. 募集人員：1名
2. 雇用期間：令和6年9月1日～令和9年3月31日
3. 就業場所：国立大学法人九州大学大学院医学研究院保健学部門
病院キャンパス（福岡市東区馬出3-1-1）
4. 職務内容：保健学科の学部学生の教育・研究指導、及び保健学専攻の大学院生への教育と研究指導（助教の場合は教育、研究の補助）、臨床看護学に関する研究
5. 応募資格
次の（1）～（6）をすべて満たすこと
 - （1）博士の学位あるいは修士の学位を有する者
 - （2）看護師免許を有する者
 - （3）3年以上の臨床看護に関連する分野での実務経験を有し、成人看護学に関わる講義・演習、実習を担当可能である者
 - （4）保健学科の学部学生への教育・研究指導、及び保健学専攻修士課程・後期博士課程の大学院生に対する教育・研究指導、または教育・研究指導の補助ができる者
 - （5）英語での教育と研究に熱意を有する者

(6) 令和6年9月1日に着任できる者（着任時期は要相談）

6. 労働条件

- (1) 就業時間：同意に基づき、専門業務型裁量労働制適用（みなし労働時間：1日 7時間45分）
- (2) 休日：土日、祝日、12/29～1/3
- (3) 賃金：年俸制（令和2年4月1日導入の年俸制）
なお、年俸額については経験等に基づき本学の関係規定により決定します。
- (4) 加入保険：雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
- (5) 受動喫煙防止措置の状況：敷地内全面禁煙

7. 提出書類

- (1) 推薦書（自薦の場合は不要）
- (2) 履歴書（別紙様式1）
- (3) 業績目録（別紙様式2-1～2-8）
- (4) 論文別刷（主要論文5編以内）
- (5) 最近5年間の研究費採択状況一覧（別紙様式3）
- (6) 教育・研究及び社会的貢献に対する取組と展望（1000字程度、様式自由）
（各種様式は、下記 URL からダウンロードできます）

<https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/3YIzQ3tJz3DHfYGAiubPcrEy46w8vKy15vrWMIApIU65>

8. 応募締切日 令和6年5月17日（金）17時必着

9. 問合せ先

九州大学大学院医学研究院保健学部門
看護学分野長
藤田 君支
（電話）092-642-6738

10. 応募方法

提出書類一式を zip 形式等でまとめ、九州大学ファイル共有システム（Proself）へアップロードしてください。

<https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/dYY7QxiJ6FD5qoFwXmSJQ6PAB1R-HB4ommyBnv6Ft76G>

また、アップロードした旨を ijjinji1@jimu.kyushu-u.ac.jp（医系学部等事務部総務課人事第一係）へご連絡ください。

【書類提出についての問合せ先】 九州大学医系学部等事務部総務課人事第一係 柏木
電 話 092-642-6253
E-Mail ijjinji1@jimu.kyushu-u.ac.jp

1 1. その他

- ・九州大学では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神に則り教員の選考を行うため、男女の区別はありません。〔九州大学男女共同参画推進室〕 <http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/>
- ・また、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の趣旨に則り、教員の選考を行います。

※この通知は、<http://www.shs.kyushu-u.ac.jp/>または、

<http://www.med.kyushu-u.ac.jp/app/modules/information/index.php> でご覧いただけます。

- ・過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を履歴書等に必ず記入願います。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。